

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年1月24日(2013.1.24)

【公開番号】特開2011-156121(P2011-156121A)

【公開日】平成23年8月18日(2011.8.18)

【年通号数】公開・登録公報2011-033

【出願番号】特願2010-19806(P2010-19806)

【国際特許分類】

A 6 1 F 13/496 (2006.01)

【F I】

A 4 1 B 13/02 U

【手続補正書】

【提出日】平成24年11月28日(2012.11.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

また、内装体3の横方向LTの両側には、内装体3の両側縁3Sに沿って一対の防漏部材7が設けられる。防漏部材7の横方向LNの自由縁ないし外縁7SOは縦方向LTに延びる。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

上述したように、内装体3は連結シート6に重ねられ、固定される。この場合、内装体3は縦方向LNに連結シート6を越えて延び、前身頃4及び後身頃5にも固定される。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0029

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0029】

図3及び図4に示されるように、内装体3は、液透過性のトップシート3Tと、液不透過性のバックシート3Bと、これらトップシート3T及びバックシート3B間に配置された吸収体3Aとを備えている。また、吸収体3Aは、吸収体コア3ACと、吸収体コア3ACを包むラップシート3AWとを備えている。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0033

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0033】

図4に示されるように、各防漏部材7は、外装体2又は内装体3に固定された固定縁ないし内縁7SIと、外装体2又は内装体3に固定されていない自由縁ないし外縁7SOと

を有する。また、各防漏部材 7 は液不透過性シート 7 S H 及び弹性部材 7 G を含み、液不透過性シート 7 S H は防漏不織布 7 S H N 及び防漏フィルム 7 S H F を含む。各防漏部材 7 の外縁 7 S O では、防漏不織布 7 S H N が折り重ねられて防漏フィルム 7 S H F の外縁に重ねられており、折り重ねられた防漏不織布 7 S H N 同士間に弹性部材 7 G が固定される。なお、防漏フィルム 7 S H F の外縁は防漏部材 7 の外縁 7 S O に達していない。一方、各防漏部材 7 の内縁 7 S I では、防漏不織布 7 S H N 及び防漏フィルム 7 S H F の縁が互いにほぼ整列される。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 3 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 3 7】

具体的には、前身頃 4 及び後身頃 5 のトップシート 4 T , 5 T 及びバックシート 4 B , 5 B は、弹性部材 4 W G , 4 F G , 5 W G , 5 F G にあらかじめ適用した H M A によって互いに連結される。また、弹性部材 4 W G , 4 F G , 5 W G , 5 F G が疎の箇所、すなわち例えれば弹性部材同士の間隔が 10 mm 以上ある箇所ではスパイラル、コントロールシームといった塗工方法によってトップシート 4 T , 5 T 及びバックシート 4 B , 5 B に H M A が適用される。更に、剥離防止のために下縁 4 L , 5 L 周りにおいてもトップシート 4 T , 5 T 及びバックシート 4 B , 5 B に H M A が適用される。

【手続補正 6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 4 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 4 3】

レッグホール 1 L を画定する縁 1 L E は、前身頃 4 の下縁 4 L の側方部分 4 L S と、後身頃 5 の下縁 5 L の側方部分 5 L S と、連結シート 6 の両縁 6 S とから構成される。この場合、縁 1 L E は 1 回の切断作用によって形成され、滑らかに繋がって湾曲している。

【手続補正 7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 1 1 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 1 1 8】

これら弹性部材 4 L G , 5 L G は図 12 に示されるように間欠的であってもよいし、連続的であってもよい。しかしながら、前身頃 4 の弹性部材 4 L G を間欠的に設けると、すなわち、弹性部材 4 L G が内装体 3 又は連結シート 6 と重なっていないと、腹側において内装体 3 の幅が狭くなるのが抑制される。したがって、特に装着者が男性の場合に好ましい。一方、弹性部材 4 L G を連続的に設ける場合には、弹性部材 4 L G を女性の排泄口に隣接して設けると、内装体 3 の密着性が高められる。あるいは、男性性器の下方を通過するように弹性部材 4 L G を設けると、おむつ 1 内に空間を形成することができ、したがつて男性装着者の装着感が高められる。

【手続補正 8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 1 2 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 1 2 1】

第 5 実施例では、前身頃 4 に弹性部材 4 L G が設けられ、後身頃 5 には弹性部材 5 L G

が設けられない。弾性部材4 LGは間欠的であっても連続的であってもよい。